

自衛隊馬毛島基地（仮称）建設事業に関する協定

防衛省地方協力局長及び国土交通省港湾局長は、自衛隊馬毛島基地（仮称）建設事業に関し、次のとおり協定する。

第1条 自衛隊馬毛島基地（仮称）建設事業に係る支出委任の対象施設は、別紙に掲げる施設とする。

第2条 防衛省は、国土交通省と調整の上、対象施設に係る予算措置を、建設事業の円滑な実施のために必要となる時期までに行うものとする。

第3条 防衛省は、別紙に掲げる区分により支出に関する事務を国土交通省へ委任するものとする。

第4条 防衛省は、国土交通省に対し、建設事業の円滑な実施に必要な協力を行うものとする。

第5条 本協定に定めのない事項については、必要に応じて別途協議して定めるものとする。

令和4年7月29日

防衛省地方協力局長

深澤 雅貴



国土交通省港湾局長

堀田 治



## 自衛隊馬毛島基地（仮称）の建設事業に係る支出委任の対象施設

施設	支出委任の 対象施設	支出委任の 対象外の施設	備考
<b>【係留施設等】</b>			
一般棧橋	○		
燃料棧橋・ドルフィン	○	○ (燃料棧橋の一部)	燃料棧橋に設置するローディングアーム及び燃料用の配管等は対象施設から除く。
防波堤	○		
接続施設	○		
消波堤防	○		
係留施設	○		
付帯施設(港内消波工)	○		
<b>【仮設棧橋】</b>			
仮設棧橋(A～C)	○ (配管を除く)	○ (配管)	配管はセメント用(仮設棧橋Aのみ)
<b>【飛行場施設等】</b>			
滑走路	○		着陸帯、オーバーラン、ショルダー、滑走路端安全区域も対象施設に含む
横風用滑走路	○		着陸帯、オーバーラン、ショルダー、滑走路端安全区域も対象施設に含む
誘導路(平行／中間誘導路)	○		着陸帯、ショルダー、滑走路端安全区域も対象施設に含む
ウォームアップエプロン	○		
模擬甲板	○		
模擬甲板灯	○ (舗装部の基礎・配管)	○ (左記以外)	舗装部と舗装部外における配管の取り合い等については別途調整
着陸拘束装置		○	
ICLS		○	
FCLP用機器		○	
ヘリパット	○		
PAR局舎		○	
TACAN局舎(TACAN 鉄塔含む)		○	
ILS施設		○	
気象観測装置		○	

施設	支出委任の 対象施設	支出委任の 対象外の施設	備考
進入灯・閃光灯	○ (舗装部の基礎・配管)	○ (左記以外)	舗装部と舗装部外における配管の取り合い等 については別途調整
進入角指示灯(PAPI)	○ (舗装部の配管)	○ (左記以外)	舗装部と舗装部外における配管の取り合い等 については別途調整
飛行場周道路	○		
その他航空灯火	○ (舗装部の基礎・配管)	○ (左記以外)	舗装部と舗装部外における配管の取り合い等 については別途調整
飛行場標識施設、路面標識	○		
飛行場周道路照明		○	
地下変圧器室		○	
給水施設		○	
排水施設(雨水)	○		
構内外線(電気・通信)	○ (舗装部の配管)	○ (通線)	舗装部と舗装部外における配管の取り合い等 については別途調整
消火施設		○	
擁壁工、植生工、造成工	○		

※ 国土交通省は、本表の支出委任事務として、本表に規定する対象施設の工事期間中、仮設栈橋の供用（暫定供用を含む。）後の維持工事及び復旧工事を実施するものとする。

※ 本表に定めのないものについては、別途協議して定めるものとする。

# 対象施設の配置図

